

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第152号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第206号）
石川県立中学校、高等学校の全教員の履歴書（以下「本件公文書」という。）
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 決定内容
非公開決定
 - (2) 決定理由
本件公文書には、個人の住所、氏名、給与等が記録されており、特定の個人が識別される個人に関する情報である。
- 3 担当課（所）
教育委員会教職員課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 8. 20 公開請求	(4) H24. 9. 26 諮問
(2) H24. 8. 30 非公開決定	(5) H26. 9. 9 答申
(3) H24. 9. 3 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
全部非公開	条例第7条 第2号 個人情報	非公開	<p>1 条例第7条第2号の該当性について</p> <p>本件公文書には、氏名以下、採用から現在に至るまでの職務や給与に関する記録等詳細な人事記録が記載されており、これらの情報は、教員個人の情報であることは明らかであり、氏名等の「特定の個人を識別することができる」部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。</p> <p>本件公文書に記載された人事記録は、公務員である当該教員が実施機関の一員として、その担任する事務を遂行する場合の具体的な当該職務の遂行に関する情報とは認められず、ただし書ハに該当しないものと認められる。</p> <p>また、実施機関は定期的な人事異動について公表し、報道等で公になっているものの、このことをもって履歴書に記載された詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、ただし書イに該当しないと認められる。</p> <p>また、ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。</p> <p>2 条例第8条の規定による部分公開について</p> <p>条例第8条第1項では、「実施機関は、公開請求に係る公</p>

			<p>文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。</p> <p>また、同条第2項では、「公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。</p> <p>当審査会の本件公文書の見分結果によれば、履歴書に記載されている事項のうち、氏名、生年月日、本籍、現住所、学歴、免許状については、特定の個人を識別することができる情報に該当し、部分公開はできないと認められ、また、履歴欄においては、人事異動の都度の発令年月日、事項及び発令の欄があり、事項欄には、勤務先の情報のほか、昇格又は昇給等に伴う給与の決定に係る情報や処分等に関する情報が混在しており、これらは一体不可分の情報と認められることから、部分公開を行うことはできないと認められる。</p> <p>3 条例第9条の規定による裁量的公開について</p> <p>異議申立人は、教育は人間の内面形成に影響を及ぼすもので、幅広い視野と教養を持った人間を育てることで健全な地域社会の形成に最終的に貢献するものであることを考えると、教員人事の全貌を県民の監視のもとに置き、偏った人員配置による弊害の発生を防ぐことは県民全体の切実な利害に関連するものであり、公益的理由により裁量的公開を行ってしかるべきであると主張しているが、個人情報公開しないことにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。</p>
--	--	--	---

(別 紙)
答申第152号

答 申 書

平成26年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成24年8月20日に、次の公文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 石川県立中学校、高等学校の全教員の名簿
- (2) 石川県立中学校、高等学校の全教員の初任から現在までの勤務履歴

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、1の(2)の請求に対応する公文書として、「石川県立中学校、高等学校の全教員の履歴書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成24年8月30日に、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない理由を付して異議申立人に通知した。また、1の(1)については、別に、公文書不存決定を行った。

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人の住所、氏名、本籍、職歴、給与等が記録されており、特定の個人が識別される個人に関する情報に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年9月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年9月26日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、職歴が個人に関する情報に該当するため非公開とする旨の決定は不当であり、本件処分を取り消し公開するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 批判の能力の十分でない未成年の生徒に対し、学校という一定程度閉鎖的な空間の中で、教育を行う教員の立場を考えると、その影響力及び公共性は大きく、教員の勤務先の履歴が、個人に関する情報にあたるとする妥当性はなく、また、不正に偏った人事により特定の教員らが特定の学校の中において人事及び教育方針等の学校運営に関わる事項につき、決定権を行使し、又は支配的な地位を有するに至るような弊害も容易に想定され、適切な人事が行われ、生徒が健全な環境で教育を受けることを確保する必要性を考えると、履歴書の非公開は著しく不当である。

(2) 実施機関の理由説明書では、履歴書には、「職員の異動の発令記録、氏名、生年月日、住所、学歴、免許の種類、処分歴、昇給等給与の決定に関する情報等が記録され」ており、これらは「特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号本文に該当し、公開できない」とされている。

この実施機関の説明では、ここに羅列されたどの情報が、若しくはどの情報の組み合わせが、同号本文に規定する個人識別情報にあたるかというような具体的な適用が全くなされておらず、到底納得できるものではない。

(3) また、「任用及び給与等の決定に係る情報は、相互に関連性を有する一体不可分の情報」で、条例第8条による一部公開もできないと述べられているが、同条第1項のただし書に、「当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、その限りではない」と規定されているのみで、一部公開の拒否事由は基本的に無意味性に限られるべきであって、本件文書は、氏名と勤務履歴以外を除いた後でも、教育行政の根本となる教員人事の構造を知ることができる有意な情報が残るものである。

「相互に関連性を有する一体不可分の情報」が記載されているので、一部公開できないというのは、明文の根拠を持たない解釈にすぎず、もしこの解釈が妥当であるとしても、この説明は抽象的すぎて、説明になっていない。

このような理由で非公開とすることが認められるとすれば、文書作成に関して行政機関が求める合理性によって、本来公開されるべき情報が公開されない結果となることを意味し、県民の情報へのアクセスが実施機関の事務処理合理性により剥奪されることを意味するものであり、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重」という制度の趣旨が没却されるものである。

(4) 仮に、事務処理の都合上、公開情報と非公開情報を複合して記載しなければ事務が円滑に行えないとしても、これによって、当該公開情報を公開する義務がなくなった事を意味するわけではなく、請求の対象となる公開情報だけを抽出して新たに文書を作成する義務が、当然生ずべきものである。

教員の勤務履歴に係る情報は、県民が教員人事の全体像を把握監視し、不健全な教育環境の発生を防ぎ、生徒を守るために必要不可欠な情報であり、本来なら、県民に公開することを目的に作成してもよいぐらいの情報である。

(5) また、仮に、本件公文書が条例第7条第2号の規定により非公開となると考えたとしても、条例第9条の規定による裁量的公開の対象となるべきものと考えられる。

教育が、人間の内面形成にその初期から影響を及ぼすものであり、さらに幅広い視野と教養を持った人間を育てることで健全な地域社会の形成に最終的には貢献するものであることを考えると、偏った人員配置により、特定の教員又は教員集団が学校運営に関わる諸般の決定について決定権を行使するような弊害が起こることは、県民全体の切実

な利害に関連するものである。

教員の人事の全貌を県民の監視のもとに置くべきことは、当然の理であり、履歴書を非公開として、勤務履歴のみを記載した文書を作成するという代替措置さえ行わないという判断は、極めて重要な知る権利を、複合記載という理由のみで妨害して憚らず、他の公開方法の検討もしない、権限の濫用以外の何ものでもない。

このように、本件公文書の公共性の高さ、公開することの公益性を考慮すると、公益的理由による裁量的公開、若しくは条例の実質的解釈から新たな文書の策定義務が認められてしかるべきであると考ええる。

- (6) 上記の理由により、異議申立人は、本件公文書の公開又は勤務履歴のみを記載した新たな文書の作成及び公開が行われるべきであると考ええる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求に対応する「履歴書」は、職員の異動の発令記録、氏名、生年月日、住所、学歴、免許の種類、処分歴、昇給等給与の決定に関する情報等が記録されている。
これらの情報は、職員個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号本文に該当し、公開できないものである。
- 2 人事異動は、新聞報道などで公開されているが、履歴書には、現在の職名のみならず、経歴、昇給の時期等が詳細に記載されているものであることから、慣行として公にされているものとはいえない。
- 3 履歴書に記載された詳細な人事記録は、職員個人の身分の取扱いに関する情報であり、職務遂行の内容に係る情報ではないなど、非公開の例外を定めた条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- 4 履歴書には、異動の都度の発令記録、昇給等給与の決定に関する記録が混在して記載されており、これらの情報は、相互に関連性を有する一体不可分の情報で、細分化して部分公開することはできない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

県立中学校、高等学校の全教員の勤務履歴等を記載した履歴書である。

3 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 本件公文書の内容及び非公開理由について

当審査会において、本件公文書を抽出し見分したところ、氏名、性別、生年月日、本籍（都道府県名）、現住所、学歴、及び免許状（取得年月日、種類、番号、授与者）欄並びに履歴（年月日、事項及び発令庁）の記載欄が認められた。

実施機関は、本件公文書について、個人の住所、氏名、本籍、職歴、給与等が記録されており、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報に該当するとして非公開とした。

(2) 条例第7条第2号の規定について

同号本文では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハまでを掲げている。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

教員履歴書には、氏名以下、採用から現在に至るまでの職務や給与に関する記録等詳細な人事記録が記載されており、これらの情報は、教員個人の情報であることは明らかであり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の「特定の個人を識別することができる」部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

本件公文書に記載された人事記録は、公務員である当該教員が実施機関の一員として、その担任する事務を遂行する場合の具体的な当該職務の遂行に関する情報とは認められず、ただし書ハに該当しないものと認められる。

また、実施機関は定期的な人事異動について公表し、報道等で公になっているものの、このことをもって履歴書に記載された詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、ただし書イに該当しないと認められる。

また、ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

(4) 条例第8条の規定による部分公開について

条例第8条第1項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。

また、同条第2項では、「公開請求に係る公文書に前条第二号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

当審査会の見分結果によれば、履歴書に記載されている事項のうち、氏名、生年月日、本籍、現住所、学歴、免許状については、特定の個人を識別することができる情報に該当し、部分公開はできないと認められ、また、履歴欄においては、人事異動の都度の発令年月日、事項及び発令庁の欄があり、事項欄には、勤務先の情報のほか、昇格又は昇給等に伴う給与

の決定に係る情報や処分等に関する情報が混在しており、これらは一体不可分の情報と認められることから、部分公開を行うことはできないと認められる。

(5) 条例第9条の規定による裁量的公開について

異議申立人は、教育は人間の内面形成に影響を及ぼすもので、幅広い視野と教養を持った人間を育てることで健全な地域社会の形成に最終的に貢献するものであることを考えると、教員人事の全貌を県民の監視のもとに置き、偏った人員配置による弊害の発生を防ぐことは県民全体の切実な利害に関連するものであり、公益的理由により裁量的公開を行ってしかるべきであると主張しているが、個人情報を公開しないことにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

(6) なお、異議申立人は、勤務履歴のみを記載した新たな文書の作成及び公開が行われるべきであると述べているが、条例は、実施機関が保有する公文書の公開を求める権利について定めたものである。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年9月26日	○諮問を受けた。(諮問案件第206号)
平成24年10月10日	○実施機関(教育委員会事務局教職員課)から理由説明書を受理した。
平成24年11月6日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年2月27日 (第248回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年7月23日 (第253回審査会)	○本件公文書を見分した。
平成26年8月21日 (第254回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第153号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第207号）

昭和47年頃の犀川河川改修工事に伴う地下水低下について、実施機関の当時の担当者が、その詳細及び経過について記載した文書を作成し県央土木総合事務所に提出したとされる回顧記録文書の電磁的記録

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 決定内容 不存在決定

(2) 決定理由 当時の担当者に聞き取りを行ったところ、本件公開請求に係る文書を作成し提出したことはないとの回答であり、また、実施機関の事務所のパソコンのデータを検索しても、本件公開請求に係る文書が見当たらなかった。

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 9. 27 公開請求

(4) H24. 11. 16 諮問

(2) H24. 10. 4 不存在決定

(5) H26. 9. 9 答申

(3) H24. 10. 19 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、公開請求があった後、公開請求書に記載されている当時の担当者本人から聞き取りを行ったが、本件公開請求に対応する文書を作成、提出したことはないとの回答を得たと説明しており、また、県央土木総合事務所河川砂防課において組織的に共有する文書を保管するコンピュータのハードディスクを検索したが、公開請求に対応する電磁的記録は存在しなかったとしている。 このようなことから、実施機関は本件公開請求に対応する公文書を保有していないものと判断する。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第153号

答 申 書

平成26年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年9月27日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

昭和47年頃の犀川河川改修工事に伴う地下水低下について、実施機関の当時の担当者が、その詳細及び経過について記載した文書を作成し県央土木総合事務所に提出したとされる回顧記録文書の電磁的記録

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年10月4日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

公開請求に係る公文書は、該当する文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年10月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年11月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が面談した実施機関職員は、本件公開請求に係る文書の存在を認めているのであるから、不存在であるはずがない。

面談の際、実施機関職員は公文書の存在を説明し、当時の担当者に引き合わせてもよいと言っているので、嘘はないと考える。

審査会においては、面談した職員に確認していただきたい。

(2) 実施機関の理由説明書では、事務所のパソコンを検索しても文書が見つからないと説明しているが、実施機関に検索事務をまかせず、審査会において検索を実施するよう要望する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 当時の担当者に聞き取りを行ったところ、本件公開請求に係る文書を作成し提出したことはない、との回答であった。
- 2 本件処分時の担当者は、本件公開請求に係る文書を、現に受け継いでおらず、また、実施機関の所管課の共有文書を保管するコンピュータのハードディスクを検索しても、本件公開請求に係る文書が見当たらなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

昭和47年頃の犀川河川改修工事に伴う地下水低下に係る当時の担当者が作成し、県央土木総合事務所に提出したとされる文書の電磁的記録である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、公開請求があった後、公開請求書に記載されている当時の担当者本人から聞き取りを行ったが、本件公開請求に対応する文書を作成、提出したことはないとの回答を得たと説明しており、本件処分の時点の実施機関担当者は、前任者から本件公開請求に対応する公文書を現に引き継いでいないと述べている。

また、実施機関は、事務所内のパソコンの検索においては、県央土木総合事務所河川砂防課において組織的に共有する文書を保管するコンピュータのハードディスクを検索したが、公開請求に対応する電磁的記録は存在しなかったとしており、その検索範囲は不十分とはいえない。

このようなことから、実施機関は本件公開請求に対応する公文書を保有していないものと判断する。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第207)
平成24年12月25日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成25年2月27日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成26年1月30日 (第247回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年6月27日 (第252回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年7月23日 (第253回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第154号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第208号）
犀川河川改修のうち鞍月用水堰付近の切り下げ工事について、堰付近の河川縦断計画及び右岸内水放水路計画に係る見直しの成果品
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 決定内容 不存在決定
 - (2) 決定理由 特段の見直しは行っておらず、公開請求に係る公文書は、該当する文書は存在しない。
- 3 担当課（所）
土木部県央土木総合事務所
- 4 異議申立て等の経緯
 - (1) H24. 9. 24 公開請求
 - (2) H24. 10. 4 不存在決定
 - (3) H24. 10. 19 異議申立て
 - (4) H24. 11. 16 諮問
 - (5) H26. 9. 9 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	異議申立人は、実施機関職員から、見直しを指示していると聞いたので、本件公開請求に対応する公文書は保管されているはずであると主張しているが、実施機関は、異議申立人は既設落差工の活用と内水放水路の規模縮小を主張するものと理解したものの、本件河川改修工事に係る計画策定時の判断を維持し、見直しを行っておらず、文書は存在しないと説明している。 実施機関は、その判断理由として、既設落差工を活用すると新設落差工の魚道機能へ支障を及ぼすおそれがあること、また、内水放水路については、大雨に係る懸念から規模縮小できないことをあげている。 このようなことから、実施機関が、見直しを行っておらず、その成果を記載した公文書は存在しないと述べていることは、不自然、不合理とはいえない。

- 6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第154号

答 申 書

平成26年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年9月24日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

犀川河川改修のうち鞍月用水堰付近の切り下げ工事について、堰付近の河川縦断計画及び右岸内水放水路計画に係る見直しの成果品

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年10月4日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

公開請求に係る公文書は、該当する文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年10月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年11月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）異議申立人は、面談した実施機関職員から、既設構造物を活かすような見直しが可能であれば工事費も低減できるので、検討するよう指示していると説明を受け、平成23

年度末にも電話にて見直しを要望したところ、指示していると回答があったものである。

このような指示があったことに対し、担当職員が作業をしないはずがない。たとえ外部への業務委託でなく職員が検討したものであっても、その成果については当然公文書として保管しているはずである。

- (2) 理由説明書では、異議申立人が内水放水路の断面の縮小を主張しているかのように記載されているが、実施機関職員から、断面を決定した根拠が間違っているの見直しを指示していると説明があったので、その成果を求めたものである。また、内水放水路の断面の拡大の要望がある、と記載されているが、金沢市の担当課に確認したところ、一度局部的に氾濫しかかったことはあるが、放水路出口付近よりはるか上流側であり、内水路の断面について改修計画はないとのことであった。

異議申立人は、断面規模の決定の仕方が間違っていると主張しているもので、縮小するかどうかは、その後の話である。

- (3) 理由説明書の魚道に関する記載については、実施機関から説明を受けていないことであり、これまで実施機関は、鞍月用水堰は魚道も含め機能していると説明しており、漁協側からも、各種会議等においてそのような話が出ていないはずである。仮に、既設落差工によって魚道機能に支障が生じているのであれば、これを改良すればよいことであり、新たに落差工を設ける理由とはならない。

- (4) 理由説明書に記載されているような検討を行ったのであれば、その状況を文書として保有しているはずであり、この文書が見直しの成果品となるものである。

実施機関職員は見直しを約束しているのであるから、当然成果品は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 鞍月用水堰付近の切り下げ工事とは、流下能力が計画水量に対し不足している部分を改修し、流下能力を確保するためのもので、工事内容は、鞍月用水堰と既設落差工を取り壊し、全断面魚道構造の落差工2基を建設するものである。また、右岸内水放水路計画とは、工事に伴う護岸の河川側への前出しに対応するための内水放水路の改修計画である。
- 2 異議申立人が述べる見直しとは、内水放水路の断面を小さくすることによって、落差工の規模縮小や既設落差工の活用が図れるのではないかというものである。

しかし、実施機関としては、本件河川改修工事の計画策定時において、内水放水路については、関連する地域において、大雨による浸水被害があり、金沢市から内水放水路の断面の拡大について住民の要望があると聞いているので、断面の縮小は検討しておらず、また、落差工については、地元漁業協同組合等からの魚が遡上できないとの苦情に対応するため、全断面魚道構造の落差工を新設することとしており、既設落差工を残すと、この新設する落差工の効果が半減するので、活用することはできないと判断したものである。

このようなことから、実施機関では、特段の見直しは行っていないので、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川河川改修のうち、鞍月用水堰と既設落差工を取り壊し、全断面魚道構造の落差工2基を建設するとともに、工事に伴う護岸の河川側への前出しに対応するための内水放水路の改修計画について、見直しを行ったとされることに関する文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、実施機関職員から、見直しを指示していると聞いたので、本件公開請求に対応する公文書は保管されているはずであると主張しているが、実施機関は、異議申立人は既設落差工の活用と内水放水路の規模縮小を主張するものと理解したものの、本件河川改修工事に係る計画策定時の判断を維持し、見直しを行っておらず、文書は存在しないと説明している。

実施機関は、その判断理由として、既設落差工を活用すると新設落差工の魚道機能へ支障を及ぼすおそれがあること、また、内水放水路については、大雨に係る懸念から規模縮小できないことをあげている。

このようなことから、実施機関が、見直しを行っておらず、その成果を記載した公文書は存在しないと述べていることは、不自然、不合理とはいえない。

なお、異議申立人は、実施機関の本件公開請求に係る工事の計画の決定の方法が間違っていると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 16 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 0 8 号)
平成 24 年 12 月 25 日	○実施機関 (土木部県央土木総合事務所) から理由説明書を受理した。
平成 25 年 2 月 27 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 1 月 30 日 (第 247 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 6 月 27 日 (第 252 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 254 回審査会)	○事案の審議を行った。